

令和7年

第6回6月臨時教育委員会議事録

令和7年6月13日

大野城市教育委員会

次 第

- 1 招集日時
 - 招 集 日 令和7年6月13日
 - 開会時間 午後1時00分
 - 閉会時間 午後1時10分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館2階 212会議室
- 3 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - 第25号議案 教育長の辞職の同意について
 - 第26号議案 大野城市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について
 - (3) 議事録署名委員の指名
 - 令和7年第5回5月定例会議事録の署名委員 山口 典子 委員
 - 令和7年第6回6月臨時会議事録の署名委員 山口 典子 委員
 - (4) 閉会
- 4 出席した委員等 伊藤 啓二（教育長） ・ 高野 英機 ・ 山口 典子
藤河 久美 ・ 佐藤 友恵 ・ 關 知子
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 若山 純哉
教 育 総 務 課 長 光野 直隆
学 校 ・ 地 域 連 携 課 長 松岡 真彦
学 校 ・ 地 域 連 携 課 長 中原 英貴
教 育 支 援 課 長 山崎 栄子
ス ポ ー ツ 課 長 甲斐 めぐみ
教 育 総 務 課 係 長 川口 司寛
教 育 総 務 課 担 当 山口 剛侍郎
教 育 総 務 課 担 当 橋本 由美
- 7 会議の書記 教 育 総 務 課 担 当 橋本 由美

午後1時00分 開会

○伊藤教育長

ただいまから令和7年6月臨時教育委員会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会では、ここで議事録の署名に入りますが、現在5月定例会の議事録は作成中でございます。したがって、次回6月定例教育委員会において、ご署名をお願いしたいと思います。また、今回の臨時会の議事録についても、同じく6月定例教育委員会において、ご署名をお願いいたします。

議事録署名委員の指名につきましては、議案に関連しますので、議事終了後に指名させていただきたいと思います。

〔議事〕

○伊藤教育長

それでは、議事に入ります。

〔第25号議案 教育長の辞職の同意について〕

○伊藤教育長

第25号議案、教育長の辞職の同意について、光野教育総務課長説明をお願いします。

○光野教育総務課長

それでは、資料の1ページをお願いします。

第25号議案につきまして、教育長から市長宛に、令和7年6月5日に、令和7年6月20日付をもって辞職したい旨の、辞職願が提出されております。

教育長の辞職に関しましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第10条の規定に基づき、教育委員会の同意が必要であり、審議をお願いするものです。

本日お配りしております、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋を併せてご覧いただきたいと思います。同法律第10条の規定では、「教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる」となっておりますので、審議をお願いするものでございます。

○伊藤教育長

説明ありがとうございました。

このような形で、臨時にお集まりいただきまして、申し訳ないと思っております。

説明にありましたように、一身上の都合で、6月20日をもって退任したく、井本市長に辞職願を提出させていただきました。昨年の6月26日に第2期目の任命をいただき、教育委員会のフォローをいただきながら進めてまいりました。まだ途中のものもあり、また、6月議会に入りまして、さまざまな新しい施策も進めているところです。こういった段階での辞任は大変申し訳ないことと思っておりますが、どうぞご審議をよろしく願いいたします。

なお、人事案件の審議につきましては、非公開とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、第25号議案の審議につきましては、非公開とします。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第6項で、自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない旨の規定がありますので、審議が終わるまで私は退席させていただきます。その間、職務代理者として高野委員に議事の進行をお願いしたいと思います。

〔録音停止〕

○高野委員

報告します。同意と決しました。

○伊藤教育長

ありがとうございました。

〔第26号議案 大野城市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について〕

○伊藤教育長

第26号議案、大野城市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について、光野教育総務課長説明をお願いします。

○光野教育総務課長

それでは、2ページ、3ページをお願いいたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定に基づき、大野城市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について、必要な事項を定めるもので、教育長の職務代理者について、今現在、高野委員を指名させていただいておりますが、その他職務代理について、詳しい規則を定めたものではありませんでした。そこで、新たに職務代理に関する規則を定めるものでございます。

3ページ、規則案をご覧くださいと思います。第1条に趣旨を規定しております。第2条に、職務代理者の指名の時期や変更について規定しております。第3条に、教育長及び職務代理者ともに事故があるとき等の措置について規定しております。第4条に、職務の一部を教育委員会の事務局職員に委任又は代理させることができることを規定しております。このような内容で今回規則を制定させていただきたく、提案させていただきます。

なお、施行日は公布の日からとしております。説明は以上になります。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について何かご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、これより採決に入ります。

第26号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第26号議案について承認すべきものと決めます。

〔議事録署名委員の指名〕

○伊藤教育長

今回及び前回の5月定例会の議事録署名について、次回の教育委員会にて、高野委員に職務代理人としてご署名をいただくこととなりますので、当初の予定とは異なりますけれども、順番をその次の委員である山口委員に指名させていただき、次回の定例教育委員会にてご署名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、次回の定例教育委員会において、ご署名をお願いいたします。

○伊藤教育長

以上をもちまして、令和7年6月臨時教育委員会を閉会いたします。

午後1時10分 閉会